

インフルエンザ出席停止期間について

インフルエンザにかかった場合には、学校において予防すべき感染症に該当するため、出席停止の扱いとなります。平成24年の学校保健安全法施行規則の改正により、出席停止基準が「解熱後2日を経過するまで」から「**発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで**」と変わりました。発症した日(下表0日目)から数えると、最低でも**6日間**の出席停止となります。その後は、解熱した日によって出席停止期間が延長されていきます。なお、出席停止の解除には、**インフルエンザ治癒届(保護者記入書類)**の提出が必要となります。

インフルエンザ出席停止期間早見表

		発症日 (0日目)	発症後 1日目	発症後 2日目	発症後 3日目	発症後 4日目	発症後 5日目	発症後 6日目	発症後 7日目	発症後 8日目
例1	発症後1日目に 解熱した場合	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 4日目	発症後 5日目	○		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可		
例2	発症後2日目に 解熱した場合	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	発症後 5日目	○		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可		
例3	発症後3日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	○		
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可		
例4	発症後4日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	○	
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可	
例5	発症後5日目に 解熱した場合	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱	解熱	解熱後 1日目	解熱後 2日目	○
		出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	出席停止	登校可